



官刻
孝義錄

卷四十

讚岐

9
1596
40



1596
40



孝義錄卷之四

讚岐國

孝行者

松平後改守領分
阿野郡西庄村

三田百姓

七十郎

二十九歲

寬保二年
喪父

孝行者

日領
山田郡前田西村

百姓

松右馬

四十一歲

寬文三年
喪父

孝行者

日領
高松城下西濱町

町人桶屋

平四郎

歲不知

宝曆元年
喪父

孝行者

日領
務足郡下法軍寺村

三田百姓

持八

三十七歲

安永六年
喪父

孝行者

日領
阿比郡山田上村

三田百姓

久四郎

三十一歲

安永八年
喪父

孝行者

日領
阿比郡府中村

百姓

美多郎

四十四歲

安永八年
喪父

孝義錄卷之四

孝行者

日領 那珂郡吉井村

石田百姓

内造

天明三年 喪次

孝行者

日領 大内郡水主村

石田百姓新七娘

だ

天明三年 喪次

孝行者

日領 大内郡中筋村

百姓

市

天明三年 喪次

孝行者

日領 大内郡門東村

百姓

清

天明三年 喪次

孝行者

日領 寒川郡鶴羽村

百姓勤七娘

志

天明三年 喪次

孝行者

日領 大内郡松崎村

百姓

小

天明三年 喪次

孝行者

日領 大内郡港村

産

多

天明三年 喪次

孝行者

日領 寒川郡大井村

百姓

和

天明三年 喪次

孝行者

日領 大内郡中筋村

百姓

新

天明三年 喪次

孝行者

日領 大内郡三本松村

百姓

森

天明三年 喪次

孝行者

日領 大内郡引田村

百姓跡七郎毒

く

天明三年 喪次

孝行者

日領 大内郡五田山村

百姓

金

天明三年 喪次

孝行者

日領 日所

全志馬牌

吉

日時 喪次

孝行者

日領 香川郡一宮村

石田百姓冬信牌

久

天明三年 喪次

孝行者

日領 所部郡川東村

百姓

与

天明三年 喪次

孝行者

日領 寒川郡志度村

石田百姓

数

天明三年 喪次

孝義録卷四十一

二

○忠義者

日頃 家本石門寺宿屋

下男

龍六

天明三年 喪次

○兄弟睦者

日頃 那珂郡四條村

百姓

勅七

天明三年 喪次

○兄弟睦者

日頃

勅七

利左馬

日時 喪次

○孝行者

日頃 大内郡入道山村

各百姓 仔細源

七

天明四年 喪次

○孝行者

日頃 那珂郡公文村

云田百姓 佳清源

七

天明四年 喪次

○孝行者

日頃 大内郡正羽村

百姓

幸吉

天明四年 喪次

○孝行者

日頃

幸吉

新六

日時 喪次

○孝行者

日頃 大内郡中筋村

百姓 淡助妻

けん

天明四年 喪次

○孝行者

日頃 香門郡上多肥村

云田百姓

新六

天明四年 喪次

○孝行者

日頃 那珂郡四條村

云田百姓

常八

天明四年 喪次

○孝行者

日頃 寒川郡鴨部中筋村

云田百姓

歳年

天明四年 喪次

○孝行者

日頃 橘足郡東川津村

百姓

橙四郎

天明四年 喪次

○孝行者

日頃 家来松市有馬庄

下男

政次郎

天明四年 喪次

○孝行者

日頃 山田郡庵治浦

水更清八郎

清史

天明四年 喪次

○孝行者

日頃 山田郡庵治村

百姓 勘平源家

己

天明四年 喪次

○孝行者

日頃 高松城下片系町

町人

三次郎

天明四年 喪次

孝行者

日頃 寒川郡志度浦

百姓

種六

天明五年

○孝行者

日頃 香川郡西庄村

百姓

政右衛門

天明五年

孝行者

日頃 香川郡出作村

百姓 香川郡八戶

志門

天明五年

孝行者

日頃 那珂郡柞系村

百姓

菅四郎

天明五年

○孝行者

日頃 寒川郡長尾西村

百姓 寒川郡小寺

己先

天明五年

孝行者

日頃 山田郡山崎村

百姓

好右衛門

天明七年

孝行者

日頃 寒川郡前山村

百姓

種平

天明八年

孝行者

日頃 寒川郡此間田村

百姓

種七

天明八年

孝行者

日頃 阿波郡西庄村

百姓 阿波郡

七

寛政元年

孝行者

日頃 山田郡上田井村

百姓

政八

寛政元年

孝行者

日頃 大内郡大宮村

百姓

伊作

寛政元年

孝行者

日頃 大内郡小破村

百姓

勤六

寛政元年

奇特者

日頃 徳島郡川島村

百姓

忠五郎

寛政元年

孝行者

日頃 徳島郡造田村

百姓 徳島郡

石

寛政元年

孝行者

日頃 阿波郡吉野村

百姓

嘉一節

寛政元年

孝行者

日頃 寒川郡下庄村

百姓

佐玄孫

寛政元年

孝行者

日頃 昭善郡國分村

孝行者

日頃 鶴見郡川原村

孝行者

日頃

孝行者

日頃 鶴見郡川原村

孝行者

日頃 大内郡小海村

孝行者

日頃 寒川郡鶴羽村

孝行者

日頃 山田郡坂中村

孝行者

日頃 香川郡津風村

仁國郡

四

与次郎

寛政元年 喪 五十七歳

若八

寛政元年 喪 六十歳

権四郎

日時 喪 二十七歳

東十郎

寛政元年 喪 五十二歳

東一併

寛政二年 喪 五十五歳

松玄流

寛政二年 喪 五十四歳

長七

寛政二年 喪 四十一歳

若次郎

寛政二年 喪 三十三歳

奇特者

日頃 香川郡百合村

孝行者

系 松原郡子領分 系 龜城下農人町

孝行者

日頃 系 龜城下通町

孝行者

日頃

孝行者

日頃 系 龜城下栗山

孝行者

日頃 系 龜城下福徳町

奇特者

日頃 系 龜城下底町

孝行者

日頃 系 龜城下横町

系 松原

別所九玄流

寛政三年 喪 八十三歳

清助

天明七年 喪 四十一歳

新六

天明七年 喪 五十四歳

い

日時 喪 四十九歳

勘右馬

天明七年 喪 二十歳

万次

天明七年 喪 十七歳

久人

天明七年 喪 二十五歳

風軒

寛政元年 喪 五十一歳

孝行者 日領 三井郡中之村

奇特者 日領 三井郡上勝岡村

孝行者 日領 三井郡大井村

○孝行者 日領 三井郡和田村

孝行者 日領 三井郡新井村

孝行者 日領 三井郡過村

孝行者 日領 三井郡過村

孝行者 日領 三井郡池之尻村

三井郡法部寺落娘

百姓

百姓仲助將

百姓

百姓

百姓依之傳娘

百姓若多老為將

三井百姓幸七將

三十三 寬政三年

三十四 寬政三年

三十五 寬政三年

三十六 寬政三年

三十七 寬政三年

三十八 寬政三年

三十九 寬政三年

四十 寬政三年

孝行者 日領

孝行者 日領 三井郡大井村

孝行者 日領 三井郡稻木村

孝行者 日領 三井郡中府村

孝行者 日領 三井郡中府村

孝行者 日領 三井郡大井村

孝行者 日領 三井郡大井村

孝行者 日領 三井郡大井村

元八

百姓市春為傳助妻

百姓若多老為將

百姓若多老為將

三井百姓三平將

百姓

百姓依之傳娘

百姓

三十四 寬政三年

三十五 寬政三年

三十六 寬政三年

三十七 寬政三年

三十八 寬政三年

三十九 寬政三年

四十 寬政三年

四十一 寬政三年

孝行者

日頃 那珂郡塩庄村

孝行者

日頃 那珂郡塩庄村

音田次郎 娘 寡 全 未 出 子

若原 貞

五十八歳

寛政三年

音田 貞

桂 貞

甲五歳

寛政三年

孝行者

日頃

孝行者

日頃

孝行者

日頃

孝行者

日頃

孝行者

日頃

孝行者

日頃

孝行者だ

だのい大内郡水主村乃百姓新七う娘をり初うり父母より
 幼く心をこまきう十歳れとて母りせあうは又徳母に
 つのふふ事ゆめをうるうき徳母より父乃妻より事
 せまられる老たうう兄やの事せうてたいををみ
 せとたい所とらうむ事たう海をくはくは孝
 養せり一二年さう父や母より後とて徳母より信
 成しうは徳母もその志と感しうあををせうせう二三年
 間の間は見も痛くうをい後とて母子れ中いしく睦うり
 の家りより貪けはたいををせうせう十六七乃

比まゝ勤先居るとは此はふるに徳母病を癒すは是もかま
 りぬ奉ふ所帳よりて帰す日傭子屋とせられあつて
 母を養ひ給ふ食ををりくおの直と夕の食時成
 えり二使乃時の無活りとあり是を極つぬもの折
 くもは活せざるを極くと女抱をせりは村里乃
 りはもろねと私孝んり感き徳母乃姉と曰西村の
 百姓小娘とある男子一人ありあはれたつ孝心ふか感
 して私子に若あをせり徳母とせりいんやせり喜
 ぶべしとつたいたいふもいふもあつす人をいんと
 は徳母の家家此母ありあつ小病もあつて二使をり

おのまゝよはありと徳母をいへりては私家よは私
 りと奉ふは私乃まゝあつ徳母の心をいへり
 に賣くとも我家よはあつ喜ひとけりて嫁にさるん
 かりあはれとせり私と私との孝心を感しとる天の
 二月四月獲英とて領主より奉りて人なり

孝行者市彦

市彦と文内郡中筋村の百姓なり父は長九郎とて七十
 歳よなるを私骨ハ橙次郎とて六十歳よとあり
 独身あり是は私親なり如くは私見ありと人とあり
 正直なりとあはれつる不性なりと見長九郎男子二人

女子一人とありあつて市をたそけきふちうの父と叔父より
つらなる事には礼義をもち紀居をこひ父よむらひ
て物りふけし必もつれく敬ひをせし妹背もえあふ
ふをたつら新儀よく立ゆきまむしと田舎つらふら
光つらうちうとてかへりて市をたそけきふちうの
もあつてかこむらむら日々に田畑乃業より家の
内乃事ふしぬるましく洋よ父よこひくをたそけきと
背くことあり持言よりうよ一斗二升よりあねと人の
田畑倍倍しと農事と勤りし農夫乃るらひうて
日に二度つらふらやうらうらふらと父と叔父と

出る時と志はしくまらんとせんと目くら夜と定めか
はく儀ももの村よ仕事とめりて二人の志をもちた
あふりしは市をたそけきと起くか朝飯乃ほらうの
父と叔父とけ出し事於五十年前日妻をいふ一人
あつらひて自ら真心をたそけきを授けしと先この
氣質も初らうあつて光あふらひのまらけし人あつて
市をたそけきし忠實と中に慈悲源とこのまらけし村よ
強体とつらふら心者あつて初めは嫌下とせ憎とせ
とせしとあつてこの落ふらしとせしと淫癢とせし
がをたそけきしは是も初めしとあつて花弁とせしとあつて

といふに乃て申すやむむと曰外しあやめし一應に
 瘞りて自ら軋もあれい平れ書つあけおれもなうたあけ
 食をあけしうもれと投いしこく乃て海をた火をか湯
 をとつしあけく凍えきうしと市を夫婦海くありと
 とつたようそれく薪と推入を食ふてのまを二使乃
 数もらうとすもやうし一方も食うとあ日く食を倍
 見う村乃らちのりれよをれしうううかしく食物を賜
 里儀をこいけはて衣をりてああく入れは洗濯とて
 ありしうし一申すあまうかんとれえうとて知しこ
 され傳入て市をう志れたら入とあを説よともあし

海より又されも向村の八内へくはれんく多れあり
 して申す夫婦小田人の子をあけしとあ七人おしし
 に妻れ又老人痛なれとあれともあててあしし
 八内一人のかあめいといはれ湯のせあわあうと市をこ
 といはあめいといはれあけしとあししとあしし
 事とけやうししとあ後又一人乃てあししとあしし
 男は海しあけし人あけしとあししとあししとあしし
 市をまふ人ふたのそて古れ衣をりてああししとあしし
 を入て人のこしとあししとあししとあししとあしし
 乃てあししとあししとあししとあししとあししとあしし

かゝるにまゝとらふ服く事天明二年正月にまゝの徳を
しるす事あり

孝行者多度郡

多度郡とてふ所は近江大田郡淺村とて高一石八斗あり
中里の郷に百姓若菜忠房とて母はとを奉りて
盲人の母ありて農業とてその母を侍りて
盲人の言をりて是れ元氣なれば忠房は妻ありて
何れも初めより父に侍りて孝を盡し
一妻ありてその母を侍りて孝を盡し
病く死して忠房は父を侍りて孝を盡し

あゝとて母ありて妻を侍りて孝を盡し
まやとて母ありて妻を侍りて孝を盡し
忠房は日夜とて母を侍りて孝を盡し
酒肴を求め二使を侍りて孝を盡し
忠房は日夜とて母を侍りて孝を盡し
いさゝかの田畑とて母を侍りて孝を盡し
忠房は日夜とて母を侍りて孝を盡し
忠房は日夜とて母を侍りて孝を盡し
忠房は日夜とて母を侍りて孝を盡し
忠房は日夜とて母を侍りて孝を盡し

甲六七年のうろたふわらふく父も病てうをけぬを
つこく哀と進言れしことも秘んころありたれ八天明二年
領主より褒美として兼とあてふ

孝行老新之勝

新之勝と大内郡中務村より高十石一斗ありありて
ふ百姓あり父と安彦とこのふ若死時より夫婦となり
力とあをそく高ひ乃ち女をもさうりつゝ男子二人あり
一人をりあり兄と安彦勝あり八石新之勝ありしは
兄と身にぬき二つよりうち懐きより父七十よりより
あせりふ年より後由頼ありしありつゝふふいふんとと

あふの日おふ海よりこのこい杖とつきてあおる
きりぬくよりしは中務をうてそひはれそちとと
とよりとせりしひくせとちう新し日兄と安彦勝あり
初て引とくむせと打をうたその痛もまたへう秘てへ
りしと中の新之勝もくは出さ抱とと見しよ又ちち
あふく杖乃下に痛くはぬととく引とち背負く
ぬよかへりなれとそ私怒のなととこれちをさゆく
熱め孝行せし事六七年ありあり父もつる小病てうをせぬ
新之勝より母おつて孝とつて一田畑又ちちをいふこと
必つけ海をいそ目ふ見せしり澄り熱む夜食乃書ひも不是たつふ

ろつ母はは痛らせ寺まよはつとていゆと取ら障ふを
 隔ちあふく寒は夜よとまひ母の床をさしとけそ
 めくぬを二使の時も抱きまよとけらととぬ後母乃
 老こそあうく寺まよたうくくかりくハ妻ふ小
 孝此乃をいふとてて代まよとて自ら代まよ付
 て説法乃あうあうとまよえうくく母に徳り樂ま
 びく終ふ母はたうくあうぬ新に徳八十の年乃今
 いぬあうく父母の事いふ出まよと必候おらとて
 乙卯之年二月癸亥日とて母願まよりのまよとて
 孝乃志まよ右邊

金右衛門と大内郡と田山村とて田畑も持ぬ貧まより
 あり父はうせく母はとあまよ一年六十あまより眼
 を病まよ後日自志ゆとあまよ金右衛門と中は忠入と
 いふのあまよ奉まよ小出徳源とても死くことと
 乃と費して母兄をまよとて於事たうと志まよ鶴膝風と
 けり病を好く兄の家はあまよと母兄まよ小源く
 せり療養とまよりはなまよ一とあまよ徳てとの
 病愈ぬとて足伸て座ひまよとて金右衛門の
 孝まよ付まよまよあまよりあまよりぬく日村まよ
 六町のやまよとてまよりはなまよとて夜まよとてまよ

ひと母をり入りてち移てふるに月小とふ目の眼結りらん
 車と約し直しては日にもれぬ物とて薪とてふりよゆ死
 重とて十貫目をあふ人となれをたむらふてとてをたむ
 よたむとわらふ事あく母れ家よあめてとてわく眠て
 とて人もはむる唯今りてねとてふらうふはりの母乃
 目とゆて今入りてわくわく夢をはむるのちとてわく
 行をとわらうてを乳母の眼とてぬくはを結とてを
 汲りゆりては主人は家乃月とてあく直りおと入りみ
 て母舌をとていり眼の痛をくたうてとて松急り泣
 孝義也の母乃年をてふ孫をたてとて人妻をむく人と

のつよゆりせ白鳥村ある基太希とていふもの娘とめとる
 吾孫とていふふをわりてあり支物とも農事をはてとる
 薪をとてて母を養ひてと茶食しとて他とてはれずあ
 病いふてつたつ是の伸ひかともありうもたれをやうく
 綿をけりてとあうてとてあうてとてあうてとてあうてと
 とていふは兄の力をとてあうてとてあうてとてあうてと
 ゆりてやけけけけけけけけけけけけけけけけけけけけけ
 いねたててとあうてとてあうてとてあうてとてあうてと
 十和にさうとあうてとてあうてとてあうてとてあうてと
 をれりてとあうてとてあうてとてあうてとてあうてと

物派らう日志後たうしとらくき菩提ちん絶く位牌と
 已う由よ拾得りともよと出しく私主志と帯らう人成時
 をとてけらうのも私金吾通つる母にけらうけらうあけら
 けらう事をとねせしととけらうけらうけらうけらうとけら
 者取しととけらうけらうとも是れ一とせ家借をよとけら
 とらうけらう居宅を求りしとけらうけらうけらうけらう
 ととけらうけらうけらうけらうけらうけらうけらうけら
 死しと後を遺言といととととととととととととととと
 ととととととととととととととととととととととととと
 事世附のよよとととととととととととととととととととと

とせよ私金太馬つ孝心よとらうけらうけらうけらうけら
 父にけらうけらうけらうけらうけらうけらうけらうけら
 五月頃まうり父子との小寝美しくととととととととと

忠義者九六

左六高松の城下此勢者石川金庵う下部をうりしととと
 邦國分村乃者るけう十六歳の時より同村の金庵よつて
 金庵高松城下の醫者石川金通といふかりけらう養子に
 たりてとととととととととととととととととととととと
 忠節をとととととととととととととととととととととと
 つもとととととととととととととととととととととととと

きて病よ来給ふより一付左六をも具して行ふ由を
 一もせとて實に死をせりしの中ちあれたぬうひしを
 左六も道玄うむらうと上京をふかや家へと自ら路程と
 てもりかて志こころむ行道玄の豫言をたあてりいそ
 然醫者石川玄貞といふふり此は久今此主人の目
 と見ぬらち小病よく起るも道玄うむらの物飯を炊き掃
 除せりといふうらみして久り又何れもと食物をうむら
 とらきとなく指集く物なりと悔つては心成をこひたり
 道玄いそくやじりうあつけせり今乃主人は勝をこひ
 左六をもせとて然病愈忠と病よつて入信念をもこころと

して道玄と女抱せしり四年あつきせられた病の事あせり
 病よこし年ちのこころをいひゆれといふうも憤らむせり
 つていふはえらり此はうらの物感へあつて左六も病
 愈とゆれく世を石もよつ来りてのふひく帰國へ於
 と此病をまよせけり道玄病よつてさねく左六とよ
 ひ籠へこりなはまふたら籠ひ籠へこりて即年ひく
 と此病と懺りいひくかも使さる病をこねて寝ひり色面
 りつらりせし病をまよとけりいひわくおけとさふり終ふ
 とせりかく親乃老子を養ふは美ふり次うたうと
 ありけりといひあよまらつて入てり四年病つてり

拾金たつともいへぬ事ありしとやまをもちて二石
忠節乃り私をばす天明二年六月領主より褒美
しとやまをとりり

兄弟睦者勅七

兄弟睦者利左衛門

利左衛門四條村に勅七利左衛門と名をたす十石二斗あり
身は十石五斗あり此言をりちりて我百姓あり兄を
身代親と申し兄を敬ひつゝ礼義をたす
如く一とを領主此百姓の持馬をりて先敷業乃り多
かど正し田地乃廣敷を明くふとす

利左衛門田地と正せ給ふ勅七田地一段あり多し
と村乃役人ありし思ふ利左衛門田地を改め給ふ
持言し是れ是れとす
はきりし時たりしふるんそ先ず此めをす
を私付私券書と出し
是の地より事ありし
て二十年の月日此田地換り年貢ハ彼
事今に
をけし
へし
彼を此國竊さし

ふる村乃役人のしよひよはよゆせんこつちよた屋もたれ
まふれあやまらふ今さら咎るに及まんと今日より
幼七う餘田を利左傭の口入し
しこつちり利左傭と田を口入し
いこいせくつあやまらたれ
しあやまら見世の中あせし
兄と弟も老をれ
減くあつた
校くとも
めくとも

安んどもつちあつた
左屋組改も
を
粗兄弟の内
同村よ賣家ありて
る二百目此銀
幼七と此銀
さつちゆれい
乃りふゆれい

一のりぬるのときとていふにうらうらとていふにうらうらとていふに
 幼七されども先乃とていつとあるはれぬやまもつとていふ
 こととていふにうらうらとていふにうらうらとていふに
 あはれぬはありとていふにうらうらとていふにうらうらとていふに
 先よといつと利左衛門のいふにうらうらとていふに
 又うらうらとていふにうらうらとていふに利左衛門の組長乃りて
 初て幼七うらうらとていふにうらうらとていふに
 利害をつひとていふにうらうらとていふに
 中のゆれもを志を感く利左衛門のいふにうらうらとていふに
 志をうらうらとていふにうらうらとていふに

うらうら二百目をうらうらとていふにうらうらとていふに
 小庭とていふにうらうらとていふに
 うらうらとていふにうらうらとていふに
 乃理とていふにうらうらとていふに
 幼七とていふにうらうらとていふに
 うらうらとていふにうらうらとていふに
 うらうらとていふにうらうらとていふに

孝行者権四郎

権四郎の鶴足郡東門津村乃百姓なり父をやくとて
 母小つとて孝をそとて見一人ありて病者なりとて
 家の事ともちてかめく嫂をばとてあうとていふに

質をうりしに柱石舟拾得入しとつらある宅地と一石ありしに
 濟地ありしと作しつ地乃ありしとあり
 乃實のりしとありし一人しあり人をききふりたり
 しく年くくに困窮せし耕作乃いつ日備日おして
 賃をうり母れせしつ人るものを束りつしと嫂ハ
 とらたらしくおふ愛しと中に母よのめとありし
 はその娘といくおふありしと家事れをとりけよ
 をふのちんとおふと怒りておとつらある銀と嫂
 よつしとありし母おれしとおふと怒りておとつら
 せしつとけし嫂いしと怒りて柱石舟よふとつらあり

ありしと食をとりしとこれとつらぬらちおふといし
 おの娘とありし母ありしとおふと怒りておとつら
 幸いしとありしと怒りておとつらあるおとつら
 つらと日精力も衰入しつら乃氣つらしとおふと怒り
 て別居せしつらと柱石舟らも怒りしと今とつらに別
 居しつらおは兄嫂ともよとありしと怒りておとつら
 いしとつらありしと母らつらありしと怒りておとつら
 をつらつらありしと見しと宅地をありしとつら
 け耕し母乃孝養ありしとつらつらつら人感しつら
 て茶後つらつらありしと老ありしとつら母乃業と

遠くよこし入とりの妻にむかしてはう志の愛するや
 けらんきく獨りよそはけしうせやをたれとくあ
 つ孫乃うと衣食ハ母あへんこと廉食して冬もを
 せしむれをゆらひ日傭はやこしむかこしと夕
 飯とちひらめて帰て必母へすめり種ちく母を
 病くうととと妻のより後のうととも母怒りといふ
 しくは孝行乃老たれん天明四年二月領主より褒
 賞乃来とてせりうこ

孝行者政右邊

政右邊とて香川郡西庄村よそ高し門ふと外六合也

林一畝十歩をとりぬ百姓たう母はを病くとせぬ父
 甚平後乃妻とむく女子一人をうけり徳母のんこ
 まく政右邊と仇の如くはぬとては終り父乃んを
 是うしむる家ともといひ出さぬとてうも根とをん
 とゆくよとをばさうう父母ともは國の世孫とせんこ
 ちくおの小妻とほくつと妻をりちもあつとつ
 く父のめいふけはれおとせりふとてお徳のど
 おまらなせとかりくゆはくちうとて存父物くか
 しくあつ眼とて人病くさる時徳母政右邊とよ
 て甚平は汝う父のうふれは物た乃食と持るへと

つくは政右馬つと存あはしく母をうへ食成とくつてせよ
 附をまうへん次徳母ゆへ直飯をこぼらしくとつて
 けりしよりあむ敷年れる日に二度の合を擧げしとて
 かきてふま中つと敷と兼志つとつて政右馬つとふまらう
 し後の方よめ家はつとつとつとに孝志を志らう
 かうりそれと徳母とふまはつとつと政右馬つと兼志
 兼志乃まくとあうかゆも志とつと出ゆけとつと
 いふも恨らうと好く妻と推入敷とあうと村の中
 乃の情もあ行末とあうとつとつと家とあう
 んとせしと徳母のこゝれ我家古くあつとつとつと乃

行末とぬく建人んといゆはつとつとつとつとつと
 しとから行末あうとつとつとつとつとつとつと
 考入しつとつとけるれ母乃兼志徳母を先よけあう
 次といふを政右馬つとせ先つとつとつとつとつと
 家をうつとつとつとつとつとつとつとつとつと
 志を感しつとつとつとつとつとつとつとつとつと
 姑といふとつとつとつとつとつとつとつとつとつと
 其れをゆりあうけつと天明五年十月領主より褒美
 して政右馬つとつとつとつとつとつとつとつとつと

孝行老新巻

新編と豊田郡新田村を興る七石七年あつりて於
 百姓あり父母之二十歳前より不家次第有るうりより
 隠居し新編に別家よりありし日志と小作と紀と
 女舎ととし別家ととして農業より出ることよと此日乃
 める海に成つて昼飯の時と夕より帰るとこの必きち
 あり夕飯をたれはまて取新くさぬく私物候し
 懃めけり痛あふ又を念ひるとゆき新編に一日を
 かく事あり親乃としをたれしもの一度もむいんとして
 父母の移り人日より候風の風雨をけしとけり昼飯
 已りく側小法ととしとてり妻もまこととたれしを

又ちういひて日志と小起居をとしよりけりまるとせり
 し孫とと物つとと私品もて必きり先好め私物とを
 させしとと次末めたる妻もまこと孝んたつりたれり
 して八年より長痛よて死せしに看と痛と候りのもお
 ちれとみつと扱ひとと父母の心をとりとめく人をなと
 へりこのつと家賣しととしととをとりたりたつり人
 ととあ女抱ととせり妻死しと候し海と妻といひ
 たりととつとけけりねとと父母此親しきことあり
 たりととあえりけり作とと候りおとととやのひを
 ちりて後乃妻ひり人ほとと候りともひりまありとと

といふことへは、貴と泊をいふ。されど家乃内の飯料より
 あつた事なく本後乃類と云ふ時をいふ。いふ事
 うちあつておと免人まゝに小出る時をいふ。いふ事
 事なく村乃うちれ百姓のやめぬりぬ事とある。農
 事にさこれぬ事と家別一人つとあつてさといふ
 ぬ事とさいふぬ事と新義と云ふ。二人は具といふ。あつた
 事とけ耕といふ。村の役人のつとあつてさといふ。後
 人を敬ひ人と云ふ。つとあつてさといふ。新義孝
 仁ぬ事といふ。いふ事と志と云ふ。又ぬ事とあつた事と
 ぬ事といふ。

孝義録卷之四十

